

# Vision WiMAX サービスご利用にあたって

本書面は、Vision WiMAXサービスをご利用いただく際に注意が必要な重要事項を説明するものです。  
ご契約内容を確認の上お申し込みください。

## 本書面及びWEBサイトを必ずご確認ください

### 通信サービスについて

- 本サービスは UQ コミュニケーションズ株式会社が提供する「WiMAX2+」「WiMAX+5G」通信回線を利用するサービスです。提供エリアは UQ コミュニケーションズ株式会社の定めるサービス提供エリアに準じます。詳細はホームページよりご確認ください。
- 電波を使用しているため、トンネル・地下・屋内・ビルの陰・山間部などの電波の届かない場所や、サービスエリア外ではご利用できません。また、利用中に電波の悪い場所へ移動した際は、通信が切れる場合があります。
- ベストエフォート方式を採用しているため、実際にインターネット接続を行った際の速度を保証するものではありません。電波状況や回線の混雑、ご利用の機器などにより通信速度が異なります。

サービス名称	Vision WiMAX サービス
電気通信サービスの種類	仮想移動電気通信サービス

	サービスエリア	インターネット接続方式
WiMAX+5G	WiMAX2+ エリア / au 5G エリア	WiMAX2+ / WiMAX+5G 方式 (BWA アクセス)
	au 4G LTE エリア	LTE 方式

### 初期費用について

- 事務手数料 3,300 円 (税込) が発生します。
  - 端末代金 21,780 円 (税込) が発生します。\*
- ※分割払い可能

### 料金プランについて

- 本サービスの料金 (定価) については以下の通りです。

ご利用月	初月 (0 ヶ月目)	1-24 ヶ月目	25 ヶ月目以降
ギガ放題フリープラン	月額 1,474 円 (税込)	月額 4,048 円 (税込)	月額 4,532 円 (税込)
ギガ放題 2 年プラン	月額 1,408 円 (税込)	月額 3,872 円 (税込)	月額 4,532 円 (税込)

- 各料金プランにはユニバーサルサービス料は含まれておりません。ユニバーサルサービス料に関しましては総務省のページをご確認ください。
- 安心サポートなどの補償サービスやオプション料金などに関しては選択いただいた場合に発生します。

### 契約期間について

- ご契約期間の定めはございません。

## 課金開始日について

- Vision WiMAX ご契約内容の案内に記載されている（ご契約開始日）が課金開始日となります。

## 料金のお支払いについて

### 【料金のお支払いについて】

- お支払い方法は、クレジットカードによるお支払のみとなります。法人名義のご契約者様は請求書払いでのお申し込みも可能となっております。

※法人名義でのお申し込みはホームページ内では受け付けておりませんのでカスタマーセンターまでご連絡ください。

### 【料金のご請求について】

- 本サービスの料金は、毎月1日から月末までのご利用分を、ご利用月に請求いたします。ただし初月の料金は、日割り料金+事務手数料3,300円（税込）を、お申し込みのタイミングでご請求いたします。  
※初期契約解除の場合は日割り料金をクレジットカードへお戻しさせていただきます。
- 当社指定の支払期日までにお支払いが確認できない場合は、年14.5%の延滞利息を請求するほか、通信を停止させていただきます。また、通信停止期間中の月額料金に関しては通常通りご契約者様に請求させていただきます。
- ご契約中または過去にご契約のあった当社電気通信サービス（本サービス以外も含まれます。）のうち、いずれかについて料金等のお支払いがない場合は、全てのご契約について合わせて利用停止または契約解除する場合があります。

## 契約解除料について

- 契約時、端末代金の未払いがある場合は、残りの端末代金を請求いたします。
- 契約を解除される場合は、下記表に定める契約解除料（契約プランによって異なる）が発生します。
- 契約解除は、解約申告のタイミングに関わらず、翌月末解約となります。

### ■ギガ放題 2年プラン

契約解除料金	24ヶ月以内	25ヶ月目以降
	3,872円 <small>（税込）</small>	0円

### ■ギガ放題フリープラン

契約解除料金	契約期間
	いつ解約しても0円

### カスタマーセンター

Vision WiMAXカスタマーサポート 電話番号：0120-410-876 営業時間：9:00 - 19:00（年中無休）

## お申し込みの取消（キャンセル・返品）について

- 当サービスへお申し込みいただいた後の取消（キャンセル・返品）は「初期契約解除」以外いかなる場合においても一切お受けできません。取消（キャンセル・返品）をご希望の場合には、当サービスをご解約いただく必要があり、ご解約にあたり所定の料金が発生いたします。
- お申し込みいただき、回線の開通手続きが完了した後、サービスをご利用になるエリアが提供エリア外であった場合も、「初期契約解除」を除いてサービスのキャンセル・返品はできません。

## 通信モードと通信制限について

### ■通信モードについて

ギガ放題 5G プランのプラスエリアモードは au 4G LTE と au 5G のプラチナバンド帯がご利用いただけるモードとなっております。スタンダードモードでは、WiMAX 2+ と LTE という 2 つの電波を利用しているため、繋がりにくい場所もどちらか片方でカバーすることができ、電波が途切れにくいという特徴があります。

# ギガ放題 5G プラン (WiMAX+5G)

スタンダードモード		プラスエリアモード		
制限なし※1		月間15GB制限		
 <b>WiMAX 2+</b> 2.6GHz	 <b>au 4G LTE</b> 1.7GHz 2GHz	 <b>au 5G</b> 3.7GHz	 <b>au 4G LTE</b> 800MHz※2	 <b>au 5G</b> 700MHz※2

※1 一定期間内に大量のデータ通信のご利用があった場合、混雑する時間帯の通信速度を制限する場合があります。

※2 au 4G LTE 800MHz 帯と au 5G 700MHz 帯はプラチナバンドになります。

## 通信制限について

### ギガ放題 5G プラン

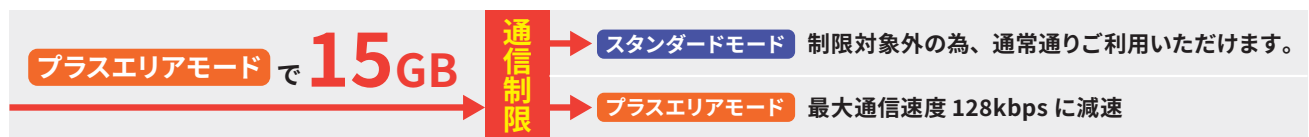
スタンダードモード「WiMAX2+」「WiMAX+5G」でご利用いただく場合、月間の通信量に制限はありません。

#### プラスエリアモード 月間 15GB 制限について

プラスエリアモードを使用しての通信が、**月間 15GB のご利用を越えると通信速度が当月末まで制限されます。**  
 プラスエリアモードで通信速度制限（月間 15GB 超）が適用されてもスタンダードモードは通常通りご利用いただけます。

速度制限がかかるご利用データ量	プラスエリアモードを使用しての通信の合計が月間 15GB 以上
制限後の最大通信速度	概ね128kbps※1（LINE やメールなどのテキストメッセージは送れる速度）

※1 月末まで制限となり、翌月 1 日に順次解除されます。



## 初期契約解除制度について（個人名義のご契約者のみ）

- ご契約いただいた Vision WiMAX サービスの、契約書面の受領日または役務提供の開始日（無線機器の配送完了日をいいます。）のいずれか遅い日から起算して8日以内（以下「初期契約解除通知期限」といいます。）に、書面により通知することにより本契約を解除すること（以下「初期契約解除」といいます。）ができます。

この効力は、初期契約解除の通知書面が当社へ発送されたときに生じます。

初期契約解除の通知を行う場合には、当社指定のフォーマットまたはご契約者様ご用意の書面に必要事項を記載いただき、無線機器一式と同梱の上、初期契約解除通知期限内に当社指定住所への発送が必要となります。

※当社指定のフォーマットは、よくある質問ページおよびエリア確認ページに用意しております

- 初期契約解除時には、無線機器返却が必須となります。原則初期契約解除の通知書面と併せて当社へ発送してください。無線機器一式のご案内や返送方法に関してご案内させていただきますので、返送前に必ずご連絡をお願いします。

やむを得ない事情により、初期契約解除の通知書面と無線機器とを別々に発送いただく場合でも、初期契約解除の通知書面の発送日を起算日として5日以内（以下「無線機器返却期限」といいます。）に無線機器を当社あてに返却いただくようお願いします。

なお、いずれの場合においても、返却に要する費用はご契約者様が負担するものとします。条件の詳細は、「無線機器返還特約」をご参照ください。

## 記載必須事項

### 「初期契約解除希望」

- 契約ID (サービス契約書面に記載) ●契約者名
- 契約電話番号 ●契約住所 ●契約解除理由

## 端末のご返送先

### 「端末のご返送先」

〒160-0022  
東京都新宿区新宿六丁目 27 番 30 号  
新宿イーストサイドスクエア8階  
電話番号：0120-410-876

- 無線機器返却期限を過ぎても無線機器のご返送がなかった場合、当社への無線機器到着が無線機器返却期限を過ぎた場合、**ご返送いただいた無線機器に欠品 (本体 / SIM カード / 保証書 / 個装箱 / 説明書 / AC アダプタなど同梱物全て)**がある場合、ご返送いただいた無線機器が破損・故障していた場合のいずれかに当てはまる場合は、機器 (商品) 損害金として下記の料金を請求いたします。無線機器が破損しないよう丁寧に梱包して、ご返送ください。
- なお、当社は、当社の責に帰するべき事由がある場合を除き、いかなる理由 (お客様が長期にわたり不在にされていた場合や、機器の送付先を誤って返還してしまった場合などを含みますが、これらに限定されません。) においても、お客様が下記の料金の請求対象になったことについて、一切の責任を負わず、お客様の義務について一切の免責をしません。

機器の種類	機器 (商品) 損害金
WiMAX 機器 (商品)	22,000円 (税込)

- 但し、開通時に発生する事務手数料、3,300円 (税込) はご請求させていただきます。  
※一部離島地域については、送料として2,200円 (税込) をご請求させていただきます。
- オプション品の購入に関しては初期契約解除を行ったとしても返品および返金は対象外となります。
- 当社が初期契約解除制度について事実と異なることを告げた場合 (不実の告知)、ご契約者様が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに本契約を解除しなかった場合、改めて本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日間を経過するまでの間、書面送付により本契約を解除することができます。

## 無線機器返還特約について

株式会社ビジョン (以下「当社」といいます。) の Vision WiMAX サービス契約約款に定める通常料金契約 (既に締結されている通常料金契約の一部の変更を内容とする契約を含みます。以下「Vision WiMAX 契約」といいます。) の申し込みと同時に当社へ無線機器その他の物品 (当社が本特約を適用しない旨の別段の意思表示を行ったものを除きます。以下「対象物品」といいます。) の購入に係る契約 (無償で対象物品の提供を受ける契約を含みます。以下「端末売買契約」といいます。) の申し込みを行う者 (以下「お客様」といいます。) は、予め下記の条項に同意していただきます。なお、端末売買契約に関して、本特約に定めのない事項については、当社がウェブページ等で別途提示する条件が適用されるものとします。

### (端末売買契約の解除)

第1条 当社は、お客様が初期契約解除制度 (電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) 第26条の3に規定されている契約の解除に関する制度をいいます。) に基づき Vision WiMAX 契約を解除した場合は、当該契約に付随して締結した端末売買契約を同時に解除するものとします。

### (対象物品の返還等)

#### 第2条

- お客様は、前条の規定により端末売買契約が解除された場合は、当該端末売買契約に基づき当社が引き渡した対象物品 (その個装箱及び取扱説明書その他の付属品を含みます。以下同じとします。) を原状に復した上で、当社が指定する期日 (以下「返還期日」といいます。) までに、当社が指定する場所へ返還していただきます。この場合、その返還に要する費用は、お客様が負担するものとします。
- 当社は、前項の返還に際して、お客様が対象物品以外の私物等を同梱した場合であって、当該私物等が当社に到着して90日間を経過したときは、お客様が当該私物等の所有権を放棄したものとみなし、当該私物等を任意に処分できるものとします。3 当社は、対象物品についてお客様から支払われた代金がある場合は、お客様から全ての対象物品が返還されたことを当社が確認した後、お客様が指定する金融機関口座への振込みにより返金します。この場合、その振込みに要する費用は、当社が負担するものとします。
- 当社は、次条の規定に基づきお客様に機器損害金の支払義務が生じた場合は、当該債務とお客様への返金額の支払債務とを対当額にて相殺するものとします。

### (機器損害金の支払義務)

第3条 当社は、返還期日を経過してもなお対象物品が返還されない場合又は返還された対象物品に破損、汚損もしくは水濡れその他の不具合が確認された場合は、お客様に対し、下表に定める機器損害金を請求することができるものとします。この場合、お客様は、当社が指定する期日 (以下「支払期日」といいます。) までに、当社指定の金融機関口座へ当該請求額を支払っていただきます。この場合、その振込みに要する費用は、お客様が負担するものとします。

## 対象物品の種類 機器損害金(税込)

(1) 当社のUQ通信サービス契約約款に定める WiMAX 機器 22,000 円(税込)

(2) 前項の規定によりお客様が機器損害金を支払った場合は、当該対象物品の所有権はお客様に移転します。

機器の種類	機器(商品)損害金
WiMAX 機器(商品)	22,000 円(税込)

## 通信機器の発送について

- お申し込み完了後、当社にて無線機器の動作確認および利用開始の登録を実施します。登録完了後、当社より無線機器を発送いたします。
- 到着日時の指定は承っておりません。ご不在の場合は不在伝票にて対応となります。
- 長期のご不在や発送先の誤り等で、当社まで発送物が戻った場合でも、所定のサービスご利用料金は発生します。

## 初期不良について

- 無線機器について初期不良の可能性がある場合、当社カスタマーセンターまで契約開始日より7日以内にご連絡ください。当社で初期不良が確認できた無線機器につきましては、良品と交換させていただきます。
- 7日以内に当社カスタマーセンターまでご連絡いただけない場合、初期不良を前提とした機器の交換対応はできないことがあります。(通常の故障機器と同様の対応となります)
- 初期不良による無線機器の交換となった場合、所定の窓口(初期契約解除の送付先と同一)まで無線機器をご送付いただきます。お送りいただく際の送料は Vision WiMAX 負担となります。(着払いでご送付をお願いいたします)
- 初期不良により無線機器が交換となった場合において、サービスの利用ができない期間につきまして、ご利用料金の返還または減免は行いません。
- 初期不良により、サービスの利用ができない期間が発生する場合においても代替品等の貸出は行っておりません。予めご了承ください。  
※補償に加入の場合はその限りではない。

## 通信機器の故障について

- 機器は契約開始日を起算日として1年をメーカー保証期間とさせていただきます。ただし、内部故障のみの補償となります。
- 故障、修理に関するお問合せは、Vision WiMAX カスタマーセンターまたは、お近くの au ショップにお問合せください。
- 故障につきましては、原則 au ショップでの修理受付となります。
- 修理・交換対応期間中の安心サポートデラックスに未加入のお客様へ代替機の貸し出しは行っておりません。予めご了承ください。
- 修理・交換対応中のご利用料金は通常通り発生いたします。予めご了承ください。

## 未成年のご契約について

- 未成年のご契約にあたっては親権者同意事項に同意の上、お申し込みいただきます。

### 【ご同意事項】

- 私は、契約者の法定代理人(契約者が未成年の場合で、他に共同親権者がいるときは、共同親権者の代表者)として、契約者が Vision WiMAX サービス契約約款・利用規約等に基づき契約を締結すること、および利用開始以降、契約者が貴社へ料金プランの変更、機種変更、オプションサービスの変更、分割支払金または賦払金の残額一括支払いその他各種お申し込みを行うことについて予め同意します。
- 契約者が Vision WiMAX サービスの利用料金の支払方法として私名義のクレジットカードを指定した場合は、そのクレジットカードから当該代金を支払うことに同意し、万一当該代金の支払いを滞納することがあれば、その解消に努力します。  
※各種オプション品など物品販売代金が請求される場合には、かかる代金も含まれます。

## 【ご注意事項】

- 未成年者のご契約の場合は確認の為、親権者の方へお電話を差し上げる場合があります。
- 未成年者のご契約で料金に未納があった場合は、親権者の方に金額等をご案内させていただくことがあります。

## 個人情報利用目的について

- 「当社」は、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底をはかるため、電気通信事業法、個人情報の保護に関する法律、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等の業務主管庁が定めた事業分野別ガイドライン、その他関連する法令等を遵守いたします。詳細は、ホームページのプライバシーポリシーをご参照ください。
- 届け出いただいた契約者の個人情報については、以下の目的に利用いたします。
  - (1) ご利用料金(ご請求・お支払い等)に関する業務
  - (2) 契約審査等に関する業務
  - (3) 通信機器等の販売に関する業務
  - (4) お客様相談対応に関する業務
  - (5) アフターサービスに関する業務
  - (6) オプションサービス追加・変更に関する業務
  - (7) サービス休止に関する業務
  - (8) 現行サービス、新サービス、新メニューに関する情報提供業務
  - (9) アンケート調査に関する業務
  - (10) 利用促進を目的とした商品、サービス、イベント、キャンペーンに関する業務
  - (11) 新サービスの開発、サービス品質の評価・改善に関する業務
  - (12) サービス提供に関する施設、機器、ソフトウェアの開発、運用、管理に関する業務
  - (13) 商品の不具合、システムの障害、サービスに係る事故発生時の調査・対応に関する業務
  - (14) 1. その他、契約約款等に定める目的
  - (14) 2. KDDI 株式会社および沖縄セルラー株式会社が当社と提携して行う割引 (au スマートバリュー mine) の適用、案内等を行うため、WiMAX のご契約者様の氏名、住所、電話番号、生年月日並びに締結している料金契約の内容及び契約状況等の情報を KDDI 株式会社および沖縄セルラー株式会社へ通知します。  
また、当社は、KDDI 株式会社および沖縄セルラー株式会社に対して、ご契約者様への au スマートバリュー mine の適用状況を確認させていただきます。
  - (14) 3. KDDI 株式会社および沖縄セルラー株式会社が当社と提携して行う「au スマートバリュー」「自宅セット割 (インターネットコース)」の適用、案内等を行うため、当社にご契約者様の氏名、住所、電話番号、生年月日並びに締結している料金契約の内容及び契約状況等の情報を KDDI 株式会社および沖縄セルラー株式会社と共同利用します。  
また、当社は、KDDI 株式会社および沖縄セルラー株式会社に対して、ご契約者様の上記割引適用状況を確認させていただきます。

## その他

- 本サービス内容は予告なく変更することがあります。
- 記載している金額は税込です。

## サービス提供会社・お問合せ先

株式会社 ビジョン (電気通信事業者届出番号：A-15-5666)

### Vision WiMAXカスタマーサポート

電話番号：0120-410-876

受付時間：9:00-19:00

URL：<https://www.visionwimax.com>

Email：[info@visionwimax.com](mailto:info@visionwimax.com)